

平和憲法公布 71 年記念石川県民集会

安倍改憲許さず

～安倍 9 条改憲論・9 条に「自衛隊」の意味するもの～

会場 石川県教育会館
内容 講演会とデモ行進

講師 おおこうち みのり
大河内 美紀さん (名古屋大学大学院法学研究科教授・法学博士)

日時 11 月 3 日(金・祝)・14 時～



5 月 3 日、安倍首相は「2020 年を新しい憲法を施行する年にしたい」と改憲派の集会にメッセージを送りました。憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣が、期限を切って「改憲」を宣言するなど、それ自体が重大な憲法違反です。許されません。

さらに、安倍首相は、国会の憲法審査会の論議も無視して、改憲の内容にまで踏み込みました。憲法 9 条に新たに 3 項をつくり、自衛隊を「海外で武力行使をする」存在として書きこもうとしています。これでは、9 条 1 項・2 項が死文化してしまいます。安倍改憲の中身を知り「安倍改憲許さない」の声をあげましょう。

[大河内美紀さんのプロフィール]

2002 年、名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得退学。博士(法学)。新潟大学准教授等を経て、現在、名古屋大学大学院法学研究科教授。

[著書]

『憲法解釈方法論の再構成』(日本評論社、2010 年)、『憲法講義』(本秀紀編[分担執筆]、日本評論社、2015 年)、「国際平和と支援法案の検討」森英樹編『安保関連法総批判』(別冊法学セミナー、日本評論社、2015 年) など

「戦争法廃止！ピーステント」開催中

開催日時 毎月 19 日、平日 16 時～18 時

土日祝日 14 時～16 時

場 所 いしかわ四高記念公園口

内 容 座り込み、リレートーク、チラシ配布、パネル宣伝など

主 催 「憲法改悪阻止！戦争法廃止！」を呼びかける八団体

石川県憲法を守る会、石川憲法会議、石川県平和運動センター、石川県労働組合総連合、九条の会・石川ネット、戦争をさせない 1000 人委員会・石川、戦争をさせない石川の会、青年法律家協会北陸支部

連絡先 石川県社会法律センター (076-231-2110)